

令和5年 下呂市農業委員会第2回総会議事録

開催日時 令和5年2月3日 14:00～15:00

開催場所 下呂総合庁舎 5階 大会議室

出席委員

1 番 山下 康子	2 番 上野 耕正	4 番 嶋田 浩
5 番 熊崎 みどり	6 番 中島 義彦	7 番 林 忠助
8 番 中川 元宏 (推)	9 番 中川 輝男 (推)	10 番 田中 覚章 (推)
11 番 二村 昭司	12 番 小林 寿	13 番 川口 太三 (推)
14 番 鎌倉 誠也	17 番 中島 次郎 (推)	18 番 二村 正明 (推)
19 番 熊崎 徹 (推)	20 番 中桐 由起子 (推)	21 番 金森 茂俊
22 番 中島 義雄	24 番 日下部 道男 (推)	26 番 杉山 裕 (推)

欠席委員

3 番 大森 公治	15 番 中島 尊治	16 番 福井 順也
23 番 中島 悠	25 番 井戸 克彦 (推)	

議事日程

第1 会長あいさつ  
 第2 議事録署名者  
 第3 議事  
 議事 6 号 農地法第5条の許可取消願について  
 議事 7 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議事 8 号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 議事 9 号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 その他  
 令和4年度農作業料金・農業労賃に関する調査について

事務局長 開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数11名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。  
 ただ今から第2回農業委員会を開催いたします。

会 長 【会長あいさつ】

会 長 それでは只今から審議に入らせていただきます。  
 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。  
 22 番 中島 義雄 委員  
 1 番 山下 康子 委員 をお願いいたします。

会 長 議題第6号 農地法第5条の許可取消願について別紙のとおり取消願が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条の許可取消願について1件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

会 長           ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長           議題第7号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
なお、新型コロナウイルス対策として時間を短縮するため、議案の読み上げおよび、委員による状況説明は省略させていただきます。  
議案の3ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長           ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請1件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

会 長           ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長           議題第8号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
議案の4ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長           ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

会 長           ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長           議題第9号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
議案の5ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長           ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請2件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

**【挙手全員】**

会 長           原案の通り承認いたします。

会 長 続きます。令和4年度農作業料金・農業労賃に関する調査について事務局より説明します。

事務局 令和4年度農作業料金・農業労賃に関する調査について説明いたします。お手元の資料をご覧ください。  
令和4年度の調査につきましては、人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられているもののうち、主要な経営作物に水稻が含まれる16法人・団体に対して調査を行いました。有効回答数は12件です。  
全ての回答から平均値を算出しました。また、すべての項目について回答があったわけではありませんので、回答が得られなかった項目につきましては空白となっています。  
本日総会でご意見を伺い、問題なければこの内容で提出いたします。

会 長 こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

24番 男女で集計するのはおかしい。

17番 15箱とあるが、とても15箱では足りないと思われるのだが。

事務局 圃場の形状も関係しているかもしれません。バックデータによると、箱数の少ない担い手の地区は、圃場整備が進んで田1枚あたりの面積も大きいところが多いです。

4番 植え方次第という気もするが。たくさん植えるといもち病のリスクも高まるし。

21番 全面受託についてはこんなに高いか？

事務局 全面受託について回答いただけた担い手が2者しかいないため、その中央値を採用しております。この2者の価格は大きく乖離しています。

会 長 その他ございますか。  
ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。令和4年度農作業料金・農業労賃に関する調査について原案の通り決めるにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 原案の通り承認いたします。

会 長

以上で本日の案件について審議を終了します。その他何かありましたらご意見伺います。

会 長

以上をもちまして、第2回 下呂市農業委員会を閉会します。

15時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

※新型コロナウイルス感染防止策として時間を短縮するため、議案読み上げおよび委員説明を省略した。委員には事前に説明資料を配布しており、当日は質疑応答のみとした。本議事録に配布資料を添付する。

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番

## 第2回 下呂市農業委員会総会 申請内容説明

総会では、コロナウィルス対策として時間を短縮して開催するため、その場での読み上げは行いません。

議案、申請書をよく読み、意見質問がある場合のみ当日発言ください。また内容に誤りがある場合は前日までにご連絡をお願いします。

### (農地法第5条許可の取消願)

	事務局説明
1	<p>議案第6号 農地法第5条の許可の取消願について説明させていただきます。</p> <p>申請地は、*****付け岐阜県指令****号をもって店舗用の倉庫用地とすることを目的に転用許可を得たものです。</p> <p>現地は、未着工であることを確認しており、所有権移転もなされていないため、許可の取消については問題はないと考えます。</p> <p>以上、農地法第5条許可の取消願1件について審議をお願い致します。</p>

### (農地法第3条)

	事務局説明		担当委員説明
	<p>議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。</p> <p>今回の申請内容については、有償による所有権移転が1件提出されています。</p>		(斜線表示)
1	<p>番号1については、農振農用地外です。</p> <p>譲渡人は高齢等により耕作ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。</p> <p>譲受人の取得後の耕作面積は、59.00aとなります。</p>	1番 山下康子	<p>3条1番について説明します。場所は小坂町坂下で、****に向かう途中の場所です。</p> <p>譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、これまでの申請地の管理を任されており実質的に申請地を耕作していた譲受人が、この度買い受けるため許可を求めます。</p> <p>農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
	<p>以上、農地第3条申請について審議をお願い致します。</p>		

### (農地法第4条)

	事務局説明		担当委員説明
	<p>議案第8号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。</p> <p>今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、面積については田398㎡です。</p>		(斜線表示)
1	<p>番号1については、申請地を一般個人住宅の駐車場として利用したいため、転用許可を求めます。</p> <p>農地区分は、都市計画法における用途地域の定めがあることから、第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題はないと思われま。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	18番 二村正明	<p>4条1番について説明します。申請地は小川で、****の横あたりです。</p> <p>申請者の父親の時代から申請地の半分を駐車場として利用しており、この度駐車場が手狭となったことから畑部分を転用しようとしたところ、既に駐車場として利用している部分についても転用許可を得ていないことが判明したため、転用許可を求めます。</p> <p>隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
	<p>以上、農地第4条申請について審議をお願い致します。</p>		

(農地法第5条)

事務局説明		担当委員説明	
	議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が2件、田252㎡、畑293㎡です。		
1	番号1については、申請地をの一部を借り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 申請地の登記地目は原野ですが、現地は田として利用されていることから農地転用許可申請が提出されています。 農地区分は、500m以内に萩原北中学校、きたこども園があることから第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地は申請者のもの以外ないことから、問題は無いと思われます。	8番 中川元宏	5条5番について説明します。申請地は萩原町野上で、県道添いの黒谷橋よりすこし南側付近の場所です。 申請者は親子関係にあり、現在同居している住宅に隣接する農地を一部分筆して子世帯の居宅を建築するために転用許可を求めるものであります。 隣接する農地は申請者のもののみであり、さらにその隣の農地の同意も得られていることから、問題は無いと思われます。
2	番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、500m以内に萩原南中学校、みなみこども園があることから第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。	9番 中川輝男	5条2番について説明します。申請地は萩原町上村で、****の裏手付近です。 譲受人は現在アパートに居住しており手狭であることから、この度申請地に住宅を建築したいため転用許可を求めるものであります。 隣接する農地の同意は得られていることから、問題ないと思われます。
	以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。		